様式２

平成29年度月別使用電力見込量

※現在の契約電力は1,454ｋＷであるが、平成29年8月より1,500ｋＷに変更を行う。

※使用量の数値は、平成29年1月以前の1年間の実績による。

年	月	契約電力 (kW)	最大需要電力 (kW)	第１段階 (kWh)	第２段階 (kWh)	第３段階 (kWh)	第４段階 (kWh)	第５段階 (kWh)	全日電力量 (kWh)
29	8	1,500	1,452	150,000	150,000	101,800			401,800
29	9	1,500	1,440	150,000	150,000	150,000	4,400		454,400
29	10	1,500	1,034	150,000	44,100				194,100
29	11	1,500	1,358	150,000	150,000	133,500			433,500
29	12	1,500	1,378	150,000	150,000	121,100			421,100
30	1	1,500	1,394	150,000	150,000	92,200			392,200
30	2	1,500	1,385	150,000	150,000	150,000	136,100		586,100
30	3	1,500	1,390	150,000	150,000	150,000	150,000	46,400	646,400
30	4	1,500	1,363	150,000	150,000	150,000	13,800		463,800
30	5	1,500	1,385	150,000	150,000	86,200			386,200
30	6	1,500	1,428	150,000	150,000	150,000	43,800		493,800
30	7	1,500	1,454	150,000	150,000	150,000	22,900		472,900
計				1,800,000	1,694,100	1,434,800	371,000	46,400	5,346,300

夏季　：　毎年7月1日から9月30日までの期間

その他季　：　毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間

第１段階　：　算定対象基準電力1キロワット時当たりの使用時間数が最初の100時間までの1キロワット時当たりの電力料金が適用される電力量

第２段階　：　算定対象基準電力1キロワット時当たりの使用時間数が100時間をこえ200時間までの1キロワット時当たりの電力料金が適用される電力量

第３段階　：　算定対象基準電力1キロワット時当たりの使用時間数が200時間をこえ300時間までの1キロワット時当たりの電力料金が適用される電力量

第４段階　：　算定対象基準電力1キロワット時当たりの使用時間数が300時間をこえ400時間までの1キロワット時当たりの電力料金が適用される電力量

第５段階　：　算定対象基準電力1キロワット時当たりの使用時間数が400時間を超える分の1キロワット時当たりの電力料金が適用される電力量